

レンタル契約約款

改定 2025 年 4 月 1 日

第1条(レンタル物件)

レンタル契約約款(以下「本契約約款」という。)は、賃借人を甲、賃貸人を乙として双方の契約関係について、その基本的事項を定める。

2. 乙は、甲に対して、本契約約款に記載する条件にて動産賃貸借及びこれに基づくサービス(以下、動産賃貸借及びサービスを総称して「レンタル」という。)を提供する。

第2条(レンタル期間)

レンタル期間は、物件が甲に引渡された翌日より乙の保管場所に搬入された日までとする。なお、レンタル期間を延長又は短縮する場合は、甲は7日前までに乙に申し出を行い、原則として乙はこの申し出を承諾するものとする。

2. 第7条3項により修理を行う場合は、甲は可及的速やかに物件を土中から掘り出すなどして、乙が修理できる状態とすることとし、その期間はレンタル期間から除外する。

第3条(レンタル料金等)

甲は、乙に対して個別契約書記載のレンタル料金等を乙の発行する請求書により支払う。但し、個別契約書記載の金額構成の内訳数量(*1印欄)が変更の場合には、その数量に応じたレンタル料等を、甲は乙の発行する請求書により支払う。また、甲又は乙はレンタル開始7日前以降に、レンタル契約の解除又は開始時期変更を行う場合は手数料として、解除の場合は契約額の1割及び実費(運搬解約手数料等)、開始時期変更の場合は実費(運搬解約手数料等)を、原則としてそれぞれの発行する請求書により支払う。

第4条(物件の引渡し)

乙の物件引渡しは、甲の指定する工事現場責任者に対して甲の現場での車上渡しで行う。なお、物件の搬出入・運送・積み下ろしなどに伴う事故は、甲又は甲の手配による場合は甲の責任とし、乙又は乙の手配による場合は乙の責任とする。2. 物件の引渡しに伴う輸送費は、甲の負担とする。

第5条(物件の検収)

甲は、物件受領後、ただちに乙の発行する検査成績書・物品リストに基づき物件の規格・仕様・性能・数量などが契約に適合すること(以下「契約適合性」という。)を確認し、検収書を乙に発行する。もし、物件の契約不適合などを発見した場合には、ただちに乙

に連絡する。乙が、甲の連絡を受けたときは、その責任において速やかに物件を修理するか、又は代替えの物件を引渡す。

第6条(契約不適合責任)

乙は甲に対して、物件の引渡し時において、物件の契約適合性についてのみ責任を負うものとし、甲の使用目的への適合性については責任を負わない。なお、甲が乙に対し第5条の通知をしなかった場合には、甲の検収時に契約不適合の発見が不可能又は著しく困難なものであった場合を除き、物件は契約適合性をもって引き渡されたものとする。

2. 物件のレンタルに関し、乙の責に帰すべき事由によって乙が甲に対して損害賠償責任を負う場合、その賠償額は、個別契約におけるレンタル料相当額を上限とし、現に甲が支出した直接損害に限るものとする。
3. 乙の責によらない物件の不具合等に起因して甲又は第三者に生じた間接損害、特別損害、結果的損害(工事の遅れ、手待ち、得べかりし利益、逸失利益、機会損失等)については、乙はその責を負わない。

第7条(物件の保守管理)

甲は、善良なる管理者の注意義務をもって物件を保管し、関連法令を守り、物件本来の用法・能力に従って使用し、常時正常の状態に維持管理する。そのための費用は、特約にない限り甲が負担する。

2. 甲は、前項の目的を達成するため、日常管理を行うものとする。
3. 物件の故障・破損などが生じた場合に、土中から掘り出すなどして修理できる状態にする費用は甲の負担とする。

第8条(物件の検査)

乙は、物件の使用場所において、その使用ならびに保管の状況を検査することができる。

第9条(物件についての損害補償)

地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、その他原因の如何を問わず、甲にレンタル中の物件に損傷、又は滅失、盗難等が発生した場合、甲はこれによって生じた物件の損害について全ての責任を負う。

2. 物件の損傷に対して乙が修理を行った場合、甲はその修理費相当額を乙に支払う。
3. 物件の滅失、盗難等により乙の所有権を回復する見込みがない場合、もしくは物件返却時の検収において物件の損傷が著しく修理不能の場合、甲は物件の再調達価格相当額を乙に支払う。
4. 物件の修理並びに再調達に時間を要する場合、甲は休業損害に相応した補償金を乙に支

払う。

5. 物件の損傷等原因の如何を問わず、工事完成にあたり追加で発生した工事の費用についても、乙は一切の責任を負わない。

第10条(損害賠償責任)

甲が、物件の保管・使用に起因して(但し、乙の責に帰すべき事由に起因する場合を除く)第三者に対し人的・物的な損害が発生した場合は、甲の責任において速やかに損害の程度に相当する額を当該第三者に賠償金として支払う。

第11条(支払い方法)

甲は、乙からの支払請求書の発行日の翌々月末(以下「支払約定期間」という)までに、支払いを行う。2. レンタル期間が1か月を超える場合、乙は、1か月を単位として支払いを請求することができる。

第12条(支払い遅延利息)

乙は、甲が11条の支払いを遅延したときは、支払約定期間の翌日から完済の日まで、遅延金額に対し、年利6%の割合で計算した遅延損害金を請求することができる。

第13条(禁止事項)

甲は乙の書面による承諾を得なければ、次の各号に定める行為をすることはできない。

- ①物件に、新たに装置・部品・付属品などを付着させること、また既に付着しているものを取り外すこと。
- ②物件の改造、あるいは性能・機能の変更をすること。
- ③物件を本来の用途以外に使用すること。
- ④個別契約に基づく貸借権を他に譲渡し、又は物件を第三者に転貸すること。
- ⑤物件について、質権・譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること。
- ⑥物件に表示された所有権の表示や標識を、乙の承諾なしに抹消したり、取り外すこと。

第14条(通知義務)

甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当した場合には、その旨を相手方に速やかに書面をもって通知する。

- ①甲は物件について盗難・滅失あるいは毀損などが生じたとき。
- ②住所を移転したとき。
- ③代表者を変更したとき。
- ④事業の内容に重要な変更があったとき。

- ⑤物件につき、他から強制執行、その他法律的侵害があったとき。

第15条(物件の返還)

レンタル期間満了時、又は期限前であっても第16条により、乙から物件返還の請求があった時は、直ちに物件を個別契約書で定める場所へ返還する。

2. 返還に伴う輸送費、及びその物件の返還に要する一切の費用は原則として甲の負担とする。
3. 甲が、物件を返還する時は、甲の負担において物件を原状に復して返還するか、又はその費用を乙に支払う。(期間経過相応の損耗を除く)
4. 物件の返還は甲乙双方の立ち会いのうえ行うこととする。但し、甲が立ち会うことができない場合は、乙の検収をもって有効とする。なお、乙は甲に原則として物件の返還後7日以内に物件の損傷、欠品などの連絡をしなかった場合は、正常な状態で返還されたものとする。
5. 甲は、事由の如何をとわず、物件につき留置権並びに同時履行抗弁権を行使しない。

第16条(契約の解除)

下記の場合、甲又は、乙は個別契約を解除することができる。

- ①甲または乙が、本契約約款の条項のいずれかに違反したとき。
- ②甲がレンタル料などの支払いを怠ったとき。
- ③甲が物件について必要な保守・管理を行わなかったとき。あるいは法令その他で定められる使用方法に違反したとき。
- ④甲又は乙が、営業上の休廃止・解散をし、あるいは差押さえ・強制執行・手形交換所の不渡り処分・公租公課の滞納処分を受け、又は破産・民事・再生・会社整理・会社更正の申し立てをなし、またはこれらの申し立てがなされたとき。
- ⑤乙のレンタル物件が盗難にあった場合、もしくは物件が滅失し、又は毀損し使用不能となった場合。

第17条(契約解除時の処置)

前条の規定により個別契約が解除された場合には、乙は、直ちに物件を引取るものとし、その引取りに要する費用は責のある当事者が負担するとともに、乙の引取りに対して甲は乙に協力する。

第18条(解約損害金)

個別契約が第16条により契約解除となり、物件返還がされた場合においても、甲又は乙は、協議のうえ損害金・賠償金を請求することができる。

第19条(期限の利益喪失・相殺)

①甲に第16条の各号所定の事実が生じた場合、甲は、乙に対し、負担している前払返 還金、立替金、損害賠償金、求償債務など一切の金銭債務の期限の利益を当然に失う。②乙は、甲に対して有する債権と、甲に対して負担する債務とを相殺することができる。

第20条(公正証書)

甲は、乙から要請されたときは、本契約約款または個別契約により生じたそのときに 現存する金銭債務について、執行認諾文言を付した公正証書の作成に異議なく協力す るものとし、これに要する費用は甲の負担とする。

第21条(訴訟管轄)

個別契約及び本契約約款に基づく甲乙間の紛争に関する管轄裁判所は、乙の本店所 在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第22条(反社会的勢力の排除)

①甲又は甲の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者若しくは甲がレンタル契約の 履行のために使用する者(以下「甲の関係者」という)が個人あるいは団体を問わず、 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以 下、「反社会的勢力」という。)である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合あ るいは乙又は乙の関係者に対して甲又は甲の関係者が反社会的勢力である旨を伝えた 場合には、乙は何らの催告を要しないで、本レンタル契約及び工事ごとの個別契約の全 部又は一部を解除することができる。

②乙は、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、甲に損害が生じても乙は何 らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により乙に損害が生じた ときには、甲はその損害を賠償するものとする。賠償額は甲、乙協議して定める。③甲は、甲又は再下 請負人が反社会的勢力による不当要求又は、工事妨害(以下、併せ て「不当介入」という。)を受けた場合には断固としてこれを拒否し、又は再下請負人 をして断固としてこれを拒否させるとともに、速やかに乙にこれを報告し、乙の捜査機 関への通報及び元請負工事の発注者への報告等に必要な協力を行う。

第23条(補則)

個別契約及び本契約約款に定めなき事項については、甲乙は誠意をもって協議し処 理する。